

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和6年7月19日

国土交通省自動車局貨物課長 殿

照会者名 一般社団法人事故車損害調査協会

代表理事 中谷 昌平

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通8-1-6

神戸国際会館22階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

1. 法令名及び条項記

①道路運送法 第七十八条 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

②貨物自動車運送事業法 第二条

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。)を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

修理事業者が修理事業の一環として、積載車を使用して車両の引取（運送）を行い、その引取手数料を請求すること。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

修理事業者による車両引取手数料の請求は当該法令に抵触しない。

運送行為が自己の生業と密接不可分で、当該生業として行われる業務に付帯して運送行為が行われるものなどについては、当該法令の適用対象とならないため。

4. 連絡先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8-1-6

神戸国際会館22階

一般社団法人事故車損害調査協会

代表理事 中谷 昌平

TEL078-570-5649 / FAX078-336-3311

s-nakatani@songaichosa.com